

## 新しい競争ルールの在り方に関する作業部会 第7回 議事要旨

1 日 時 平成19年5月25日(金) 16:00~18:00

2 場 所 総務省10階1001会議室

3 出席者

- ・ 構成員(五十音順、敬称略)  
池田千鶴、依田高典、佐藤治正、菅谷実、舟田正之、松村敏弘
- ・ オブザーバー(敬称略)  
菅久修一
- ・ 総務省  
電気通信事業部長 桜井俊、事業政策課長 鈴木茂樹、  
料金サービス課長 谷脇康彦、事業政策課市場評価企画官 今川拓郎、  
料金サービス課課長補佐 飯村博之・横手哲二、  
事業政策課課長補佐 西澤雅道

4 議事内容

- 開 会
- 議 事
- 閉 会

5 主な議論

(1) 主要論点(案)について

(2) フリーディスカッション

○資料2p1の1(1)垂直的な市場統合の進展②について、「2つのタイプ(一気通貫もしくは協働指向)の垂直統合型ビジネスモデルが同等の市場機会を持ち得るかどうか検証が必要となってきた」とあるが、どういうことが争点となるのか。

→「一気通貫」とは、NTT東西が単独で又は子会社を通じて行う場合。「協働指向」とは、提携・協同出資等の緩やかな形で行う場合。垂直統合型のビジネスモデルはこの両者を含むと理解。ここでの「同等」とは、垂直統合したプレイヤーも非統合の単独プレイヤーも同等の市場機会を得るべきということ。

→資料3の1-1)でいうと、「一気通貫」とは1社で縦のレイヤーをまたがって提供する場合、「協働指向」とはこれらを異なるプレイヤーが協働して行う場合であり、双方が同等の機会を持ちうるかという趣旨。

○なぜ同等の機会が必要となるのか。また、資料2p4の4の基本的視点②について、「公正競争が阻害される可能性」というのは、独占禁止法の不公正な取引方法の考え方であるとの理解でよいか。

→一般論として全てのプレイヤーが同等の市場機会をもつようにするという趣旨ではなく、ボトルネック等により市場支配力のおそれがある場合に他の事業者も同等の市場機会を持ちうるような競争の土俵をつくるという趣旨。「市場支配力を有する場合、当該市場支配力を行使することにより」公正競争が阻害される可能性がある。従来は「有効かつ公正な競争」と言っていたが、本来は市場支配力の抑制の話

- であるため、むしろ「有効競争」の制限の話。なお、「結果として」は不要。
- 資料 2p4 の 4 の基本的視点②について、「ボトルネック設備」とは、固定通信の設備との理解でよいか。その中のどの分を指すのか定義はあるか。
    - 然り。現行の一種指定設備制度については、加入者回線及びそれと一体として設置される設備をボトルネック設備としている。
  - メタル回線に加え、光ファイバ・ケーブル回線が普及していく中で、ボトルネック設備はどのように考えていけばよいのか。
    - 現行の一種指定設備制度は、メタル回線と光ファイバ回線を区別せず全体で、都道府県別にシェアをみる仕組みとなっている。
  - 資料 2p1 の 1(1) 垂直的な市場統合の進展②について、競争が機能していない場合に、ボトルネックなり何がドミナンスの要因となっているか検証すべきという趣旨。
  - 物理的な施設・電波・ソフトウェアにしろ、まずボトルネック性があるって、その結果として潜在的に競争が制限されるおそれがあるって初めて問題となる。マーケットシェアが高いか低いかはその後の話であり、議論の整理の順番が逆。
    - まず前提として、ボトルネック性のある場合、ボトルネック性を認めないものの市場支配力がある場合と、固定・移動を念頭に置きながら、2つに整理している。
  - ボトルネック性を認めないものの市場支配力がある場合を移動体に特定化しなかったのは、将来他に出てくるものを予見できないことから、包括的に記述しているのか。
    - ボトルネック性に準じる別のものが出てくれば、ボトルネック性・市場寡占性の2種類の前提の段階において考慮すべきもの。
  - これまでは、NTTの設備という誰もが認識できるボトルネックがあったが、これからは、新しいボトルネックやプラットフォームが出てきて、事前というよりも症状を見ながら対応する規制に変わっていくべきということではないか。
  - 市場シェアの閾値の二段階ステージについて、その数値をどういう判断で決めるのかが一番問題となるのではないか。
  - 上の閾値を超えれば要因にかかわらずドミナンスを有すると、下の閾値を超えれば要注意で、長期的に続いているのかマーケットのトレンドを見ていくという発想か。欧州でも同じようなダブル基準を持っていたようだがどうか。
    - 資料 3 の 2-6) にあるとおり、一種指定は加入者回線、二種指定は端末設備と、設備にひも付けた形でシェアをみているという制度になっている。EUでは、シェア 50%以上ではSMPあり、40~50%は限りなくグレーで精査が必要、25%以下ではSMPがないと想定されている。
  - シェアが高いから事前規制が必要というわけではなく、あくまでボトルネック設備等の電気通信事業の特性が前提としてあって、これに基づき事前規制が必要であるという論理。独占禁止法と電気通信事業法との関係にもつながる話。
  - ボトルネック設備の存在について言及が必要ということは理解。ただし、ボトルネック性のみでは狭く、寡占性が強いことについても事前規制の一つの理由になる。
  - 資料 2p4 の市場支配力の認定基準の在り方④は①を受けているということによいか。
    - 然り。念頭に置いているのは、現行の一種・二種指定。ボトルネック性が認められないものの、周波数の制約等があるって寡占性がある場合も対象となる。
  - 市場支配力の認定の際のシェアの基準は、ボトルネック設備を念頭に置いた設備ベー

- スのシェア、又はサービスベースのシェアのどちらを採用するのか。
- 現行制度では、二種の収益シェアを除けば、基本的に設備ベース（加入者回線、端末）のシェアを見ている。設備ベースのシェアというのは卸市場のシェアであるが、規制という意味では卸と小売の規制が一体的に適用されており、現行の制度は卸と小売を必ずしも明確に区分していない。
- 事前規制の前提として、電気通信事業の特性を明確にしておく必要があるものの、事前に何がボトルネックに該当するのか包括的に明記するのは困難ではないか。
- 今後、何がボトルネック設備となるか分からないため、競争評価を通じて見ていくということかと思うが、あくまで電気通信事業の特性があるか否かが重要なポイント。
- 競争評価では、市場支配力が存在するが、接続規制があるため、市場支配力を行使できないと整理されているが、市場支配力が存在するがゆえに接続規制がかかるということで、市場支配力は絶たれているのではないか。さらにレバレッジの濫用防止のための事前規制がかかるのか。
- 競争評価では、市場支配力を存在・行使に分けて整理。存在については、市場シェア・HHI、その他ボトルネック性の有無等を勘案し判断。行使については、現存している各種ドミナント規制等を勘案し判断。ブロードバンド市場については、総じて市場支配力は存在するが行使の可能性は低いという評価になっているが、FTTHのみはレバレッジの懸念があるという評価になっており、具体的な問題が発生する可能性が高いとすれば追加的な措置も必要になってくる。
- 現状では、ボトルネック設備が上手く規制されており、接続等でほぼ平等な競争状況が整備されているが、今後、上位レイヤーとの関係が強まってくると、顧客情報の利用等でレバレッジの可能性が出てくる等、違う切り口が必要となるのではないか。
- 資料2p5の基本的考え方②について、「市場支配力の濫用」というのは、活用業務認可ガイドライン等に定められており、そもそもNTTは出来ないはずではないか。
- 活用業務認可ガイドラインでは、認可条件として公正競争確保のための措置が講じられているが、あくまでNTT法の枠組みでのこと。ドミナント規制の根拠となる一般規律としての電気通信事業法に持ち込んだ場合にどうなるかということが論点。また、過去のNTTグループに係る公正競争要件についても、ドミナント規制の概念に照らし、電気通信事業法に持ち込んだらどうなるかというのも議論の対象。
- 電話の中での競争の時代から、様々なレイヤーが組み合わせさせた新しい時代に移りつつあり、通信の世界ではこれまで想定し得なかったレバレッジの議論が出てくることを踏まえ、議論を深めるべき。
- 資料2p5の基本的考え方について、「レバレッジ」や「共同的な市場支配力」という部分がこの作業部会の報告書の目玉の一つ。
- 資料2p5の垂直的な市場支配力の濫用の防止②について、下位レイヤーに向けての営業委託とあるが如何。
- NTT本体から子会社に対し業務委託するケースを想定。例えば、工事、販売、システム開発等々。「下位レイヤー」という表現は適切でないかもしれない。
- 資料2p5の垂直的な市場支配力の濫用の防止について、「レバレッジ」が出てくるが、どういう行為を想定しているのか。
- NTTドコモの外販許諾が典型例。NTTドコモが市場支配力を梃子として、メー

- 力に対して、共同開発した技術の他事業者への供与を制限するといったこと。
- 資料3の5-25)について、1の例に関し、不可欠設備の存在等が特徴的なネットワーク産業において、不可欠設備に起因した支配的事業者を前提としたものであると理解。
    - 不可欠設備以外の何かに起因したものもあるのではないかと、という心配がある。例えば、携帯電話事業者が大きなシェアを握って、利用者の色々な情報を持っていて、例えば広告市場の競争を阻害する等、ボトルネック以外の通信市場における特別な優位性が他の市場に影響を与えることが出来そうではないか。意見募集の際に、この点について、現場の人の色々な意見を集めると良い。
    - 携帯電話の場合、周波数の有限性に起因して事前規制を行うという構図があるので違うかもしれないが、一般には高いシェアを持つ企業が新規分野に参入する際に既存の顧客の情報を利用してはならないという議論には必ずしもならない。やはりボトルネック設備という特別な状況があるからではないか。固定・携帯で別々に提供されていたものをFMCで一体として提供するようになった場合も、やはりボトルネック設備が前提と理解。
  - 資料2p5 について、通信レイヤーを起点として他の領域に市場支配力の濫用がどう及ぶかが基本。ただし、これからは、単に物理的な不可欠設備だけでなく、課金・認証のプラットフォームなど他のレイヤーでドミナンスが発生し、それが他の領域に影響を与えていく可能性も考慮していくことが必要。
  - 資料3の5-25)は、市場支配力が問題となりうるケースを図示したものであり、ここでは市場支配力がどういう形で生じ得るかを示したものと理解。
    - 電気通信の場合は、事前規制又はドミナンス規制という特別な規制を行う出発点の話であり、不可欠設備の存在を前提と考えれば市場支配力と規制がつながる。
  - 資料2p6の④は、専門性が高く他と違和感を受けるが、どのような内容か。
    - ネットワークの中立性に関連するが、米国では通信事業者が自らが提供する電話と競合するVOIPのソフトを使えないようにすべく、ポートというPCの入り口でブロックをしたという事例があり、FCCが介入した。禁止行為を考える際に、電話の世界では考えられなかったようなIP化を踏まえた行為規制も検討が必要。
  - このようなネットワーク中立性の要請は、ドミナント事業者だけに対してのものか。
    - 基本的にはそのとおりと考えている。
  - 資料2p5の通信レイヤーから下位レイヤーへの影響について、例えば次世代になって情報家電のようなものが登場した際に、出た直後でシェア等を云々できない状況であっても、将来の懸念に基づいて事前規制を行うことが有り得るという趣旨か。
    - 重要な御指摘。これまでは電話機をイメージして規制を構築してきたが、今後の技術標準を考えると、デジュールに加えデファクトも決定的な要素となり得る。端末とネットワークの関係がかなり変容し、インテリジェンスを持つようになり、今までとは違う市場支配力が生じる可能性があるのではないかと問題意識。
  - 標準化の枠組みと公正競争確保の枠組みは、今後も並立するのか。技術の問題なのか競争政策の問題なのか、線引きが難しい。
    - 行政は関与するのは基本的にはデジュールの技術標準。しかし、IPの世界ではデファクトの技術標準が多数生じている。事業者が自ら選択する中で、一定のドミナンスにより競争阻害性が生まれる余地もあるのではないかと問題意識。

- 端末の件につき、ヒアリング等を通じて各事業者からの指摘はあるか。
  - 端末ではないが、調達における市場支配力についてのコメントや具体例はある。
- 資料2p9 について、設備のシェアでなく市場のシェアで見るとは、競争評価を活用する際に閾値を前提にというのではなく、閾値自体を競争評価で検討して見直していくのではないか。
  - 2つの閾値の間に存在する場合は競争評価を活用するという趣旨。競争評価の中で閾値自体の是非を議論することも有り得るかもしれない。
  - 閾値を超えると支配的事業者と認めて色々調査の対象となるということと、閾値を超えると自動的に規制がかかるというのは別という意味か。
  - 現行では支配力の源泉が設備であるため、設備のシェアが一定水準を超えれば規制の対象とするというもの。一方、市場シェアの場合はそうではなく、ここは問題ありと考えるための基準であり、そこから先は詳しく見ていくための別の基準が必要。その数値自体は固定値ではなく、競争を見ながら絶えず検討していくべきもの。
  - 確かに、クロと見て調査検討に入る閾値と事前規制が自動的にかかる条件とは別でも良い。規制をかけ過ぎるのではないかと懸念に対処すべく、支配的事業者と認定されて事前規制がかかるプロセスを説明責任も考慮して明確にすべき。
- 地理的市場について、行政区域で画定するのではなく、行政区域を基本単位として分析の出発点とすると理解。
  - 地理的市場については、現行の二種指定では事業者の業務区域となっており、また電話局のMAもあり得るが、あくまで出発点は行政区域とするという趣旨。また、データ入手の観点からも、行政区域を基本単位として組み合わせることが必須。
- 地理的市場は、小売市場は行政区域を基本単位としても、卸売市場は全国ではないか。
  - 現行の一種指定は都道府県単位。全国にするとNTTのボトルネック性は当分外れないことになるので疑問。競争が進展すれば現行の県単位の中で規制を外すのが基本。もちろん県単位で良いかは検討の視点としてありうる。
- 資料2p3 について、独占禁止法の記述については、用語の精査が別途必要。
- 2004 年の電気通信事業法では事前規制から事後規制へのパラダイムシフトであったが、今回はレバレッジや複数の市場にまたがる市場支配力の濫用防止については、全体的に事前規制の印象が強いが、そのような理解で良いか。
  - 電気通信事業法の改正で事前規制から事後規制へ大きく比重を移したが、なお残る事前規制がドミナント規制。今回は、それをどう再構築するかという議論を行っているもの。

### (3) その他

- 今回の議論を踏まえ、次回、取りまとめ案を作成し、再度議論を行うこととした。
- 池田構成員から配付資料の提出があり、EUにおけるレバレッジの説明があった。

## 6 その他

- 次回の日程は、平成19年6月15日（金）の開催を予定しており、別途ホームページ上に掲載することとした。

以上